

# 消防力の整備指針及び消防水利の基準について

平成26年9月

消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会



# 消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会報告書目次

## はじめに

### 第1章 「消防力の整備指針」

#### 1 「消防力の整備指針」の現状と課題

- (1) これまでの経緯
- (2) 見直しの必要性

#### 2 検討項目

- (1) 第10条 化学消防車
- (2) 第11条 大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車
- (3) 第15条 救急自動車
- (4) 第19条 非常用消防自動車及び非常用救急自動車
- (5) 第25条 消防本部及び署所の耐震化等
- (6) 第30条 救急隊の隊員
- (7) 第31条 救助隊の隊員等
- (8) 第33条 通信員
- (9) 第34条 消防本部及び署所の予防要員
- (10) 第35条 兼務の基準
- (11) 第36条 消防本部及び署所の消防職員の総数
- (12) 第38条 消防団の業務及び人員の総数

### 第2章 「消防水利の基準」

#### 1 「消防水利の基準」の現状と課題

- (1) これまでの経緯
- (2) 見直しの必要性

#### 2 検討項目

- (1) 第1条 目的
- (2) 第4条 消防水利の配置

### 参考資料1

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」の改正検討項目一覧

### 参考資料2

消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会開催要綱

消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会構成員

消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会開催経緯



## はじめに

「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示第 1 号）は、昭和 36 年に市町村が火災の予防、警戒等を行うために必要な最少限度の施設及び人員を定める基準として制定した後、数次の改正を経て、平成 12 年に消防を取り巻く諸情勢の変化への対応と、市町村の自主的決定要素の拡充のため、その全部が改正された。

また、平成 17 年には、警防・予防・救急・救助等の各分野の充実強化を図り、あらゆる災害に対応できる体制整備の必要性から、時代に即した基本理念や新たな視点を反映した基準とするため、一部改正が行われ、名称も「消防力の整備指針」に改められた。

一方、「消防水利の基準」（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）は、昭和 39 年に制定され、市町村はこれに基づき消防水利の整備に努めてきたものである。

このような中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害を受け、消防においても消防職員、消防車両、消防庁舎及び消防水利が被災するなど消防活動に多大な影響が生じ、この教訓を踏まえた提言が消防庁の各種検討会においてなされたところである。

また、多様化する災害態様に的確に対応するための消防体制の整備、予防業務の高度化、専門化に対応するための予防体制の構築、さらに、急速な高齢化に伴う救急需要の増大等に対応するための救急体制の確立など、消防における体制の強化が求められている。

これらを踏まえて、平成 25 年 9 月に「消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会」が設置され、市町村が備えておくべき消防力及び消防水利のあり方について検討を行い、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」の見直しの考え方について本報告書にとりまとめたものである。

今後、消防庁において、この報告書に基づいて「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」の改正を行うとともに、その改正を踏まえ、各市町村において、地域の安心・安全の確保に向けて多様な消防需要に的確に対応できる消防力の充実が図られることを期待するものである。

なお、中長期的課題としては、日本全体が人口減少局面に入り、都市部への人口集中、地方の過疎化がさらに進むことで、人口や行政需要の地域差がさらに大きくなることが予想される。本検討会においては、今後の課題として、人口規模や救急搬送など様々な行政需要等の実態に対応したよりきめ細かい指針が求められるのではないかとの指摘もなされたところであり、地域の実情、ニーズに即した消防体制のあり方について引き続き研究していく必要があることを付言する。

消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会

座 長 関 澤 愛



## 第1章 「消防力の整備指針」

### 1 「消防力の整備指針」の現状と課題

#### (1) これまでの経緯

「消防力の整備指針」は、消防組織法第4条第2項第14号の規定に基づき、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めたものである。

全国各地で市街地大火が頻発していたという当時の時代背景を受け、国としてできるだけ早く市町村の消防力の増強を推進するため、市町村が火災の予防、警戒等を行うために必要最少限度の施設、人員を定めることを目的として昭和36年に「消防力の基準」が制定されたものである。

以後、都市構造の変化、消防需要の変化等に対応して、より実態に即した合理的な基準となるよう、以下の改正を経て、現在は「市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針」として位置付けられている。

#### ○ 昭和46年6月：一部改正

「消防力の基準」が制定されて以来10年が経過し、その間における消防機器の性能向上や地方における消防活動の実態を考慮するとともに、中高層建築物及び危険物施設の増加等に伴う新たな消防需要等を踏まえ、はしご自動車の配置基準及び危険物の貯蔵量に応じた化学消防車の配置基準等が見直された。

#### ○ 昭和50年5月：一部改正

昭和46年の一部改正以後の社会経済情勢の変化、消防技術の向上及び消防用資機材の開発等に対応して、市町村の消防力の総合的な基準とするため、救急自動車及び救急隊の配置、はしご自動車、屈折はしご自動車及び化学消防車の操作員並びに人命救助要員の配置等の項目が追加されるなど、消防力の基準の対象範囲の拡大が図られた。

#### ○ 昭和51年7月：一部改正

市町村の区域内に一定の屋外貯蔵タンクを有する特定事業所がある場合は、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を当該市町村にも配置する旨の規定が追加された。

- 昭和 61 年 10 月：一部改正  
「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」の制定に伴い、省令で定める救助隊数と同数の救助工作車を配置する旨の規定が追加された。
  
- 平成 2 年 1 月：一部改正  
「危険物の規制に関する政令」の改正に伴う危険物の生産実態の変化や災害事象の多様化等に対処するため、化学消防車の算定指標として給油取扱所が追加された。
  
- 平成 12 年 1 月：全部改正  
都市構造の変化、消防需要の変化に対応するため、より実態に即した合理的な基準になるよう全面的な見直しを行い、その位置付けも「必要最少限度の基準」から「市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針」に改められた。  
また、地方分権の動きに対応して、市町村の自主的決定要素が拡充された。
  
- 平成 17 年 6 月：一部改正  
多様化する災害態様や増大する消防需要、さらには武力攻撃事態等の新たな事象に対応するための体制整備が強く求められ、国民の安全保持という基本的責務を果たせるよう消防職員の職務能力に関する基準、兼務の基準、防災・危機管理に関する基準等を追加し、名称も「消防力の整備指針」に改められた。
  
- 平成 20 年 3 月：一部改正  
原子力発電所における重大な火災事例に鑑みて、原子力発電所等で火災が発生した場合の市町村の消防体制を強化するため、化学消防車の配置台数に原子力発電所等の数が指標として追加され、併せて泡消火薬剤の備蓄量も、原子力発電所等の数を勘案して定めることとされた。



## (2) 見直しの必要性

近年、わが国は、地震や風水害等の大規模な自然災害に見舞われ、その中でも未曾有の大災害となった東日本大震災においては、地震やそれに伴う大津波、市街地火災などが複合的かつ同時多発的に発生し、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした。

今後、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生が危惧される中で、東日本大震災で得た教訓をもとに、市町村はその消防力の整備をさらに進めていく必要がある。

また、平成 25 年には、2 月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災、8 月に福知山市で発生した花火大会火災、10 月に福岡市で発生した診療所火災等、これまでに経験のない態様の火災が続発している。このような火災を未然に防ぐためには、市町村の予防体制の構築が不可欠であり、予防業務を遂行するための人員の増強が強く求められている。

さらに、救急需要に関しては、救急出動件数は年々増加し、平成 24 年中は過去最高の 580 万 2,455 件に達した。今後についても高齢化の進展等により増大する可能性が高いことから、それに対応する救急体制の確立が求められる。その際、救急隊員の心身の疲労回復、事故防止等の観点から適切な労務管理を徹底していく必要がある。

これらの状況等を踏まえ、各市町村では、今後発生しうる多様な消防需要に的確に対応するため、改めて消防体制の総点検をした上で、必要な施設及び人員を適切に配置していく必要がある。

本検討会では、消防責任を担う市町村が的確にその役割を果たせるよう、警防・予防・救急・救助等の各分野の充実強化を図るべく「消防力の整備指針」について総合的、網羅的な検討を行ったものであり、以下、検討項目について見直しの方向を提示するものである。

## 2 検討項目

### (1) 第10条 化学消防車

#### 【現行の指針】

市町村が配置する化学消防車の台数は、次の①から③の数を合算して得た数を基準として、市町村に存する製造所等及び原子炉設置事業所等の数、規模、種類等を勘案した数とする。

- ① 第4類危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所（以下「5対象施設」という。）の数に応じた数
  - ・ 5対象施設の数が50以上500未満の場合 1台
  - ・ 5対象施設の数が500以上1,000未満の場合 2台
  - ・ 5対象施設の数が1,000以上の場合 2台に1,000を超える5対象施設の数をおおむね1,000ごとに1台
- ② 5対象施設において取り扱う第4類危険物の最大貯蔵・取扱量の指定数量の倍数等に応じた数
  - ・ 指定数量の6万倍以上240万倍未満の場合 1台
  - ・ 指定数量の240万倍以上480万倍未満の場合 2台
  - ・ 指定数量の480万倍以上の場合 3台
- ③ 原子炉を設置している事業所等がある場合 1台

#### 【現状と課題】

平成15年から平成25年の5対象施設の数及び事故件数の推移は、資料1の表1から3のとおりで、10年間で5対象施設の数は28,547施設(12.6%)減少している。

しかし、製造所、屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所の火災及び流出事故の件数が増加しているため、全体の事故発生件数は増加傾向にある。

また、施設ごとの火災及び流出事故の件数を見ると、屋内貯蔵所と屋外貯蔵所の件数が極端に少なく施設ごとにバラツキが見られる。

#### 【見直しの方向】

資料1の表4のとおり、5対象施設の火災及び流出事故の発生割合は、施設ごとにバラツキが見られることから、5対象施設の数に施設ごとの火災及び流出事故の発生割合の要素を加味し、化学消防車の台数が算出されるように指針を見直すことが適当である。

具体的には、平成20年から平成24年の5年間における施設ごとの火災及び流出事故の発生割合から補正係数を算出し、それぞれの施設数に当該補正係数を乗じて得た数の合計に応じた台数を基準とすることが適当である。

資料 1 5 対象施設の火災・流出事故発生状況及び補正係数

○表 1 5 対象施設数の推移

施設数	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H15→H25	
												増減	増減率
製造所	5,085	5,076	5,050	5,058	5,107	5,121	5,154	5,164	5,152	5,150	5,160	75	1.5%
屋内貯蔵所	55,178	54,577	54,337	53,770	53,720	53,473	53,182	52,637	52,219	51,516	51,245	▲ 3,933	▲7.1%
屋外タンク貯蔵所	77,631	76,147	74,724	73,428	72,213	70,898	69,756	68,606	67,470	66,294	65,330	▲ 12,301	▲15.8%
屋外貯蔵所	12,736	12,388	12,105	11,953	11,659	11,471	11,281	11,213	11,114	10,953	10,793	▲ 1,943	▲15.8%
一般取扱所	75,486	75,055	74,433	73,549	72,251	71,139	69,882	68,785	67,589	66,659	65,041	▲ 10,445	▲13.8%
合計	226,116	223,243	220,649	217,758	214,950	212,102	209,255	206,405	203,544	200,572	197,569	▲ 28,547	▲12.6%

○表 2 5 対象施設の火災件数の推移

火災件数	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H15→H24 増減
製造所	24	33	27	35	27	23	30	40	30	27	3
屋内貯蔵所	2	6	2	0	5	4	1	2	6	2	0
屋外タンク貯蔵所	2	1	4	3	4	5	4	1	2	5	3
屋外貯蔵所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般取扱所	111	107	107	139	104	116	93	103	119	128	17
合計	139	147	155	177	140	148	128	146	157	162	23

○表 3 5 対象施設の流出事故件数の推移

流出事故件数	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H15→H24 増減
製造所	14	11	10	19	20	17	19	16	26	25	11
屋内貯蔵所	2	2	1	0	0	1	1	2	1	1	▲1
屋外タンク貯蔵所	54	40	61	52	99	52	49	56	62	81	27
屋外貯蔵所	0	0	1	0	0	0	1	3	2	0	0
一般取扱所	79	77	80	75	89	90	86	102	95	96	17
合計	149	130	153	146	208	160	156	179	186	203	54

○表 4 事故発生割合と補正係数

施設	補正係数	参考		
		施設数 (a)	事故発生件数 (b)	事故発生割合 (b)/(a)×1,000
製造所	5	5,148	25	4.86
屋内貯蔵所	0.1	52,605	2	0.04
屋外タンク貯蔵所	1	68,605	32	0.47
屋外貯蔵所	0.1	11,206	1	0.09
一般取扱所	1.5	68,811	103	1.50
合計		206,375	163	—

※ 施設数は、H20～H24 の各年 3 月 31 日現在の数の平均

※ 事故発生件数は、H20～H24 の年中の火災件数と流出事故件数の合計の平均

※ 施設ごとの補正係数×施設数の合計=203,943÷施設数(a)

## (2) 第 11 条 大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車

### 【現行の指針】

市町村の区域内に、石油コンビナート等災害防止法施行令第 8 条第 1 項に規定する屋外貯蔵タンクを設置している特定事業所がある場合、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ 1 台配置する。

### 【現状と課題】

石油コンビナート等災害防止法施行令第 16 条第 2 項の規定では、特定事業者が大型化学高所放水車（大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有するもの）を配置した場合は、大型化学消防車、大型高所放水車を各 1 台配置したものとみなすとされている。

### 【見直しの方向】

石油コンビナート等災害防止法施行令との整合性を図り、市町村が大型化学高所放水車を配置した場合においても、大型化学消防車、大型高所放水車を各 1 台配置したものとみなすことが適当である。

## (3) 第 15 条 救急自動車

### 【現行の指針】

市町村に配置する救急自動車の台数は、人口 15 万以下の市町村にあつてはおおむね人口 3 万ごとに 1 台を基準とし、人口 15 万を超える市町村にあつては 5 台に人口 15 万を超える人口についておおむね人口 6 万ごとに 1 台を加算した数とする。

### 【現状と課題】

全国の救急自動車の整備数は、救急出動件数の増加とともに、年々増加している。

資料 2 の管轄人口規模別の整備台数を見ると、現行基準を上回って配置している消防本部が多く、比較的管轄人口規模の小さい消防本部ほどその傾向が強いといえる。

また、資料 3 の表 1 を見ると、救急搬送人員に占める高齢者の割合が高くなっていることから、救急出動件数が増加している要因のひとつとして、高齢化の進展が考えられる。

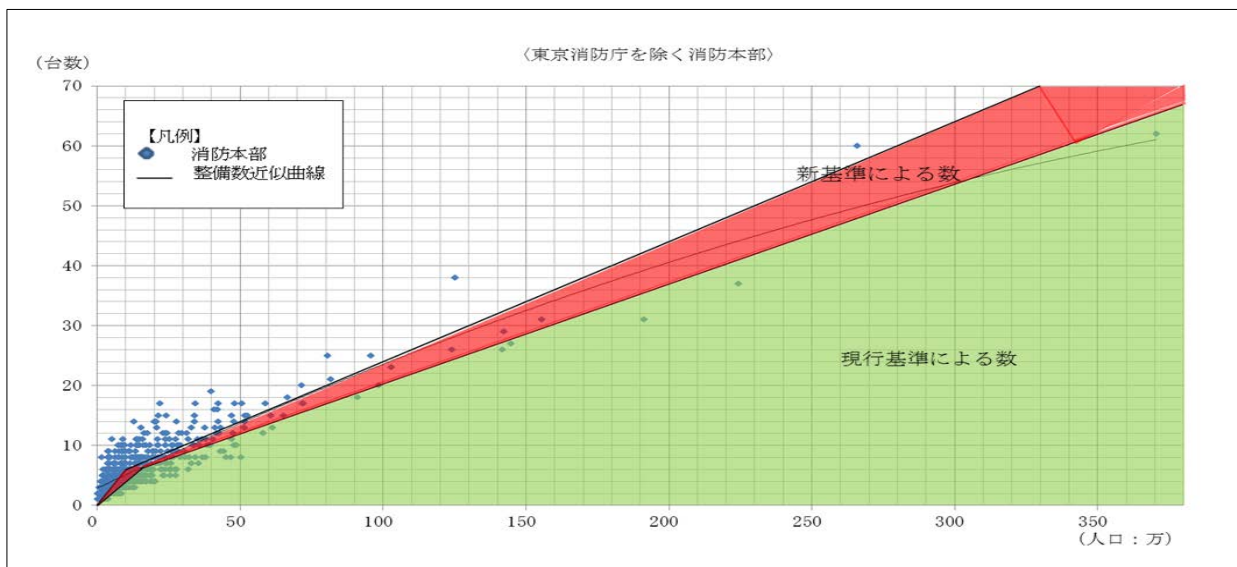
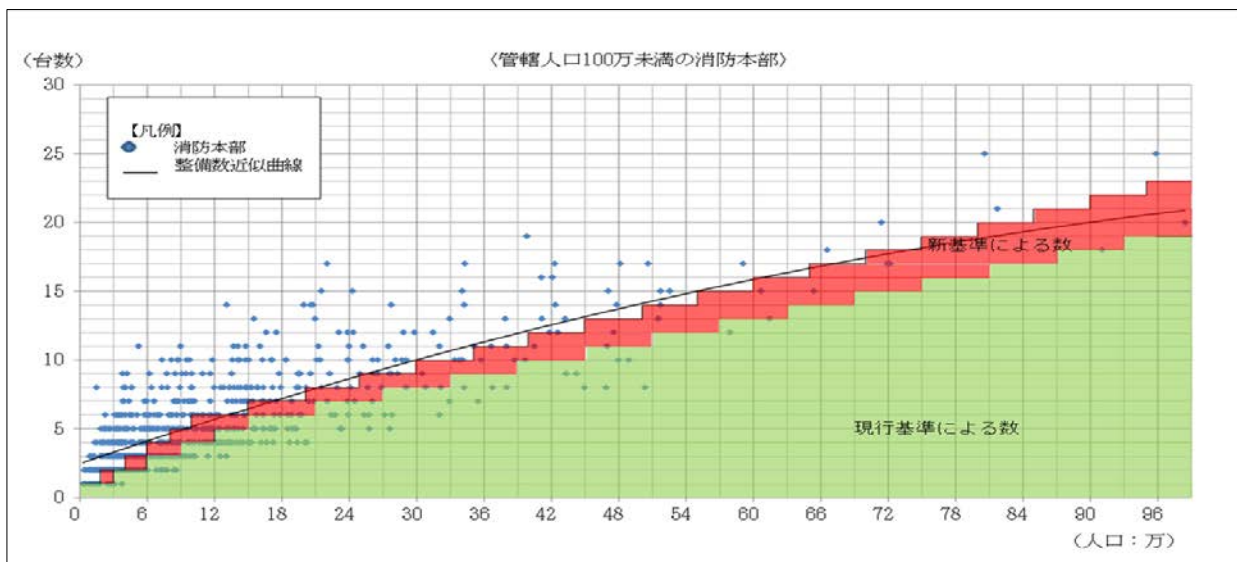
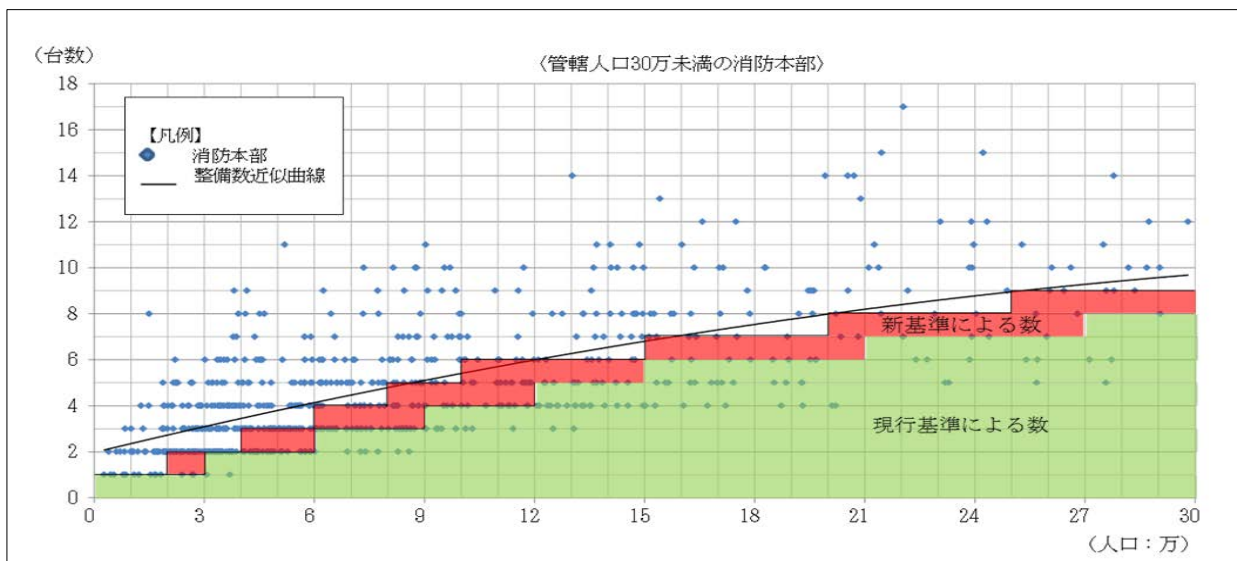
さらに、資料 3 の表 2 のとおり、今後わが国の総人口は減少が見込まれているが、高齢化の進展に伴い、高齢化率は高まるものと推測されていることから、当面、全体としては救急出動件数は増加することが見込まれる。

## 【見直しの方向】

現状の整備数や救急出動件数の将来推計等を踏まえ、人口に基づく配置基準を見直すこととし、具体的には、人口10万以下の市町村にあつてはおおむね人口2万ごとに1台、人口10万を超える市町村にあつては5台に人口10万を超える人口についておおむね人口5万ごとに1台を加算した台数とすることが適当である(資料2の赤い部分が新基準数の増加分)。

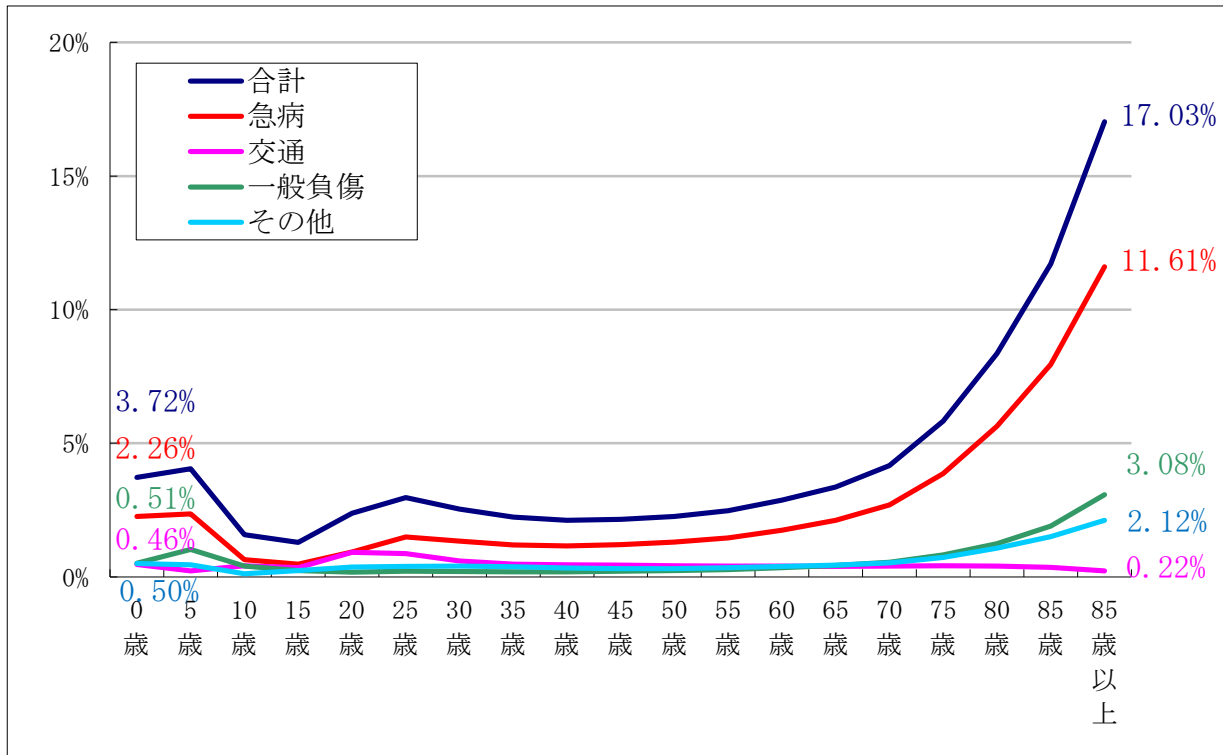
また、現行の指針では、1世帯あたりの人口が少ない市町村においては、比較的救急需要が多いと考えられることから、「1世帯あたりの人口」を勘案要素としているが、救急搬送人員に占める高齢者の割合が高くなっていることを踏まえ、これを「高齢化率」とすることが適当である。

資料2 救急自動車の人口対比の整備数



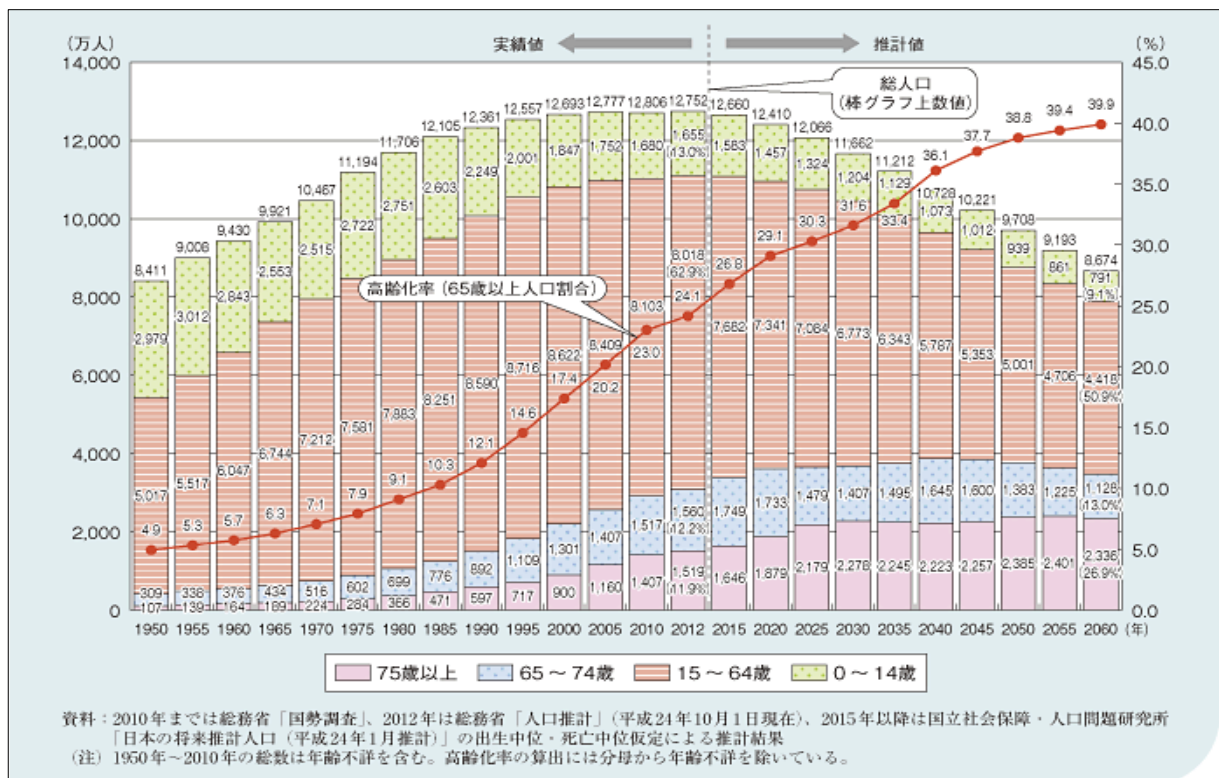
資料3 高齢者人口と救急出動の増加の関係性

○表1 事故種別の年齢階層搬送率



出典：平成22年度救急業務高度化推進検討会報告書（2007～2009年の47都道府県における平均搬送率をもとに作成）

○表2 高齢者人口の推移と将来推計



出典：平成25年版高齢社会白書

#### (4) 第 19 条 非常用消防自動車等及び非常用救急自動車

##### 【現行の指針】

年	内容	位置づけ
昭和 36 年 (制定)	市街地に、稼働中の消防ポンプ自動車 8 台又は 8 台未満の端数について 1 台の割合で配置	稼働中の車両が故障したときに使用
昭和 50 年	市街地に、稼働中の消防ポンプ自動車おおむね 8 台ごとに 1 台の割合で配置	
	稼働中の救急自動車おおむね 6 台ごとに 1 台の割合で配置	
平成 12 年	地域の実情に応じて配置	自然災害時等において、災害対応のため参集した職員が運用する車両としての位置づけを追加

##### 【現状と課題】

東日本大震災では多くの消防車両が被災し、出動可能な車両を確保することに困難を極めたが、非常用の消防車両を配置していた消防本部では、被災車両の代替として、それらの車両で活動を行った。

また、大規模災害発生時に消防本部の総力をもって災害対応するためには、非番や週休日の職員が参集した際に使用する車両を整備しておくことが必要である。

##### 【見直しの方向】

平成 12 年の改正前は、稼働中の消防ポンプ自動車おおむね 8 台ごとに 1 台、稼働中の救急自動車おおむね 6 台ごとに 1 台と配置の目安が示されていたが、市町村の自主的な決定要素を尊重するという考え方に立って、地域の実情に応じて配置するものと見直された。

しかしながら、前述の課題を踏まえると、一定の配置の目安を示すことが適当と考えられ、この場合でも市町村の自主的な決定要素を阻害するものではないと考える。

資料 4 のとおり、平成 24 年度消防施設整備計画実態調査の結果では、全国平均で、稼働中の消防ポンプ自動車おおむね 6 台ごとに 1 台、稼働中の救急自動車おおむね 5 台ごとに 1 台の割合で非常用車両が配置されている。

このため、具体的な配置の目安は、当該配置割合とする考え方もあるが、管轄人口規模ごとに見るとバラツキが大きく、管轄人口規模が 30 万未満の消防本部においては、規模が大きい消防本部に比べ、非常用の消防車両の配置台数は少ないことがわかる。これは、管轄人口規模の小さい消防本部ほど、乗換で運用している車両が多いこと、すなわち人員あたりの消防車両台数が多いことから、相対的に非常用車両の割合が少ないものと考えられる。



これらを踏まえて、管轄人口 30 万未満の消防本部については、平成 12 年の改正前と同じく稼働中の消防ポンプ自動車おおむね 8 台ごとに 1 台、稼働中の救急自動車おおむね 6 台ごとに 1 台とし、管轄人口 30 万を超える消防本部については、それぞれ稼働中の台数おおむね 4 台ごとに 1 台とすることが適当である。

資料 4 非常用の消防ポンプ自動車及び非常用救急自動車の配置状況

○ 稼働中の消防ポンプ自動車に対する非常用消防ポンプ自動車の数

管轄人口規模	本部数 (A)	稼働中の消防ポンプ自動車台数 (B)	非常用の消防ポンプ自動車台数 (C)	1 本部当たりの非常用の消防ポンプ自動車台数(平均) (C)/(A)	非常用の消防ポンプ自動車 1 台に対する稼働中の消防ポンプ自動車台数 (B)/(C)
～5 万	256	954	79	0.3	12.1
5～10 万	215	1,266	119	0.6	10.6
～10 万	471	2,220	198	0.4	11.2
10 万～20 万	171	1,476	169	1.0	8.7
20 万～30 万	59	783	100	1.7	7.8
30 万～	59	1,034	200	3.4	5.2
政令指定都市	20	980	258	12.9	3.8
東京消防庁	1	536	184	184.0	2.9
合計	781	7,029	1,109		
平均				1.4	6.3

※ 平成 24 年度消防施設整備計画実態調査の結果

○ 稼働中の救急自動車に対する非常用救急自動車の数

管轄人口規模	本部数 (A)	稼働中の救急自動車台数 (B)	非常用救急自動車台数 (C)	1 本部当たりの非常用救急自動車台数(平均) (C)/(A)	非常用救急自動車 1 台に対する稼働中の救急自動車台数 (B)/(C)
～5 万	256	811	201	0.8	4.0
5～10 万	215	988	178	0.8	5.6
～10 万	471	1,799	379	0.8	4.7
10 万～20 万	171	1,087	166	1.0	6.5
20 万～30 万	59	536	87	1.5	6.2
30 万～	59	699	168	2.8	4.2
政令指定都市	20	571	141	7.0	4.0
東京消防庁	1	233	91	91.0	2.6
合計	781	4,925	1,032		
平均				1.3	4.8

※ 平成 24 年度消防施設整備計画実態調査の結果

## (5) 第 25 条 消防本部及び署所の耐震化等

### 【現行の指針】

消防本部及び署所の庁舎は、十分な耐震性を有するよう整備するとともに、消防本部及び署所に、非常用電源設備等を設置する。

### 【現状と課題】

東日本大震災では、地震による揺れや津波による浸水で消防庁舎に大きな被害が発生し、その機能の維持が困難となった消防本部や署所については、被害の少なかった署所や公共施設へ機能を移転して対応した例があった。

各消防本部に照会したところ、現在の消防本部又は署所が使用できなくなった場合に、消防本部の機能の維持確保について計画を策定している消防本部は約 11%、署所の機能の維持確保について計画を策定している消防本部は約 8%と低い状況にある。

### 【見直しの方向】

消防本部及び署所の庁舎は、十分な耐震性を有するよう整備することが前提であり、耐震化が進んでいない庁舎は、最優先で耐震化を進める必要がある。加えて、浸水による被害を考慮した対策を進める必要がある。

また、大規模地震等により消防庁舎の機能維持が困難となる場合に備え、他の署所、公共施設等を活用して当該機能を確保する計画をあらかじめ策定しておくことを明記することが適当である。

## (6) 第 30 条 救急隊の隊員

### 【現行の指針】

救急自動車に搭乗する救急隊員の数は、救急自動車 1 台につき 3 人とされており、交替要員については規定されていない。

### 【現状と課題】

消防庁では、平成 17 年に出動件数、時間外勤務時間、走行距離等、客観的に把握管理できる指標を活用した一定の基準を設け、救急隊員の活動実績が当該基準を上回った時点で救急隊員の交替、休憩の付与を行うといった対応などについて検討するよう通知し、救急隊員の心身の疲労回復、事故の防止等の観点から適正な労務管理の徹底を求めている（「救急隊員の適正な労務管理の確保に係る検討について」（平成 17 年 10 月 7 日付け消防消第 205 号、消防救第 239 号））。

また、資料 5 のとおり、救急出動件数の増加に伴い、救急隊 1 隊あたりの出動件数が増加するとともに、救急出動 1 件あたりの活動時間も年々長くなっており、当時よ

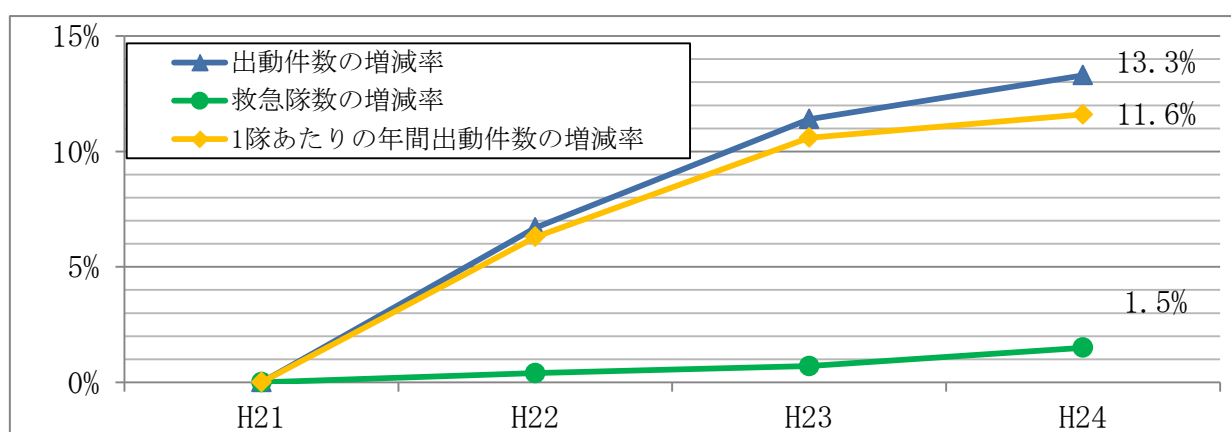
りも救急隊員を取り巻く環境は厳しく、疲労回復の取組が重要になっている。

### 【見直しの方向】

救急隊員の活動実績が、各消防本部で設けた基準を上回った時点で、速やかに交替できるように、消防隊、救助隊及び指揮隊の隊員又は毎日勤務の職員を、交替要員として地域の実情に応じて配置することを明記することが適当である。

#### 資料 5 救急出動件数等の状況

○ 救急出動件数、救急隊数及び1隊あたりの年間出動件数の対 H21 増減率



※ 出典：平成 25 年版消防白書

## (7) 第 31 条 救助隊の隊員等

### 【現行の指針】

人命救助を必要とする災害又は事故が多発する地域においては、救助工作車に搭乗する救助隊員に加えて、消防本部又は消防団に地域の実情に応じて必要と認められる数の救助のための要員を配置する。

### 【現状と課題】

「救助のための要員」が指針に追加された昭和 50 年当時は、救助隊が法制化されておらず、ほとんどの消防本部に救助隊が配置されていない状況であった。このような中、社会経済の発展等に伴い、通常の消防隊又は救急隊では対応することが困難な災害又は事故が多発する傾向にあったため、「救助のための要員」が追加された。

現在、救助隊の配置が当時と比べて飛躍的に進んだことから、「救助のための要員」を配置する必要性は乏しい。また、救助隊員以外の専従の「救助のための要員」が配置されているという実態は把握できていない。

### 【見直しの方向】

消防本部については、実態として「救助のための要員」は配置されていないため、条文（第3項）から削除することが適当である。

## （8）第33条 通信員

### 【現行の指針】

消防本部に配置する通信員の総数は、おおむね人口10万ごとに5人とし、そのうち、常時通信指令管制業務に従事する職員の数は、2人以上とする。

### 【現状と課題】

現行の指針における通信員の算出基準は、平成17年の改正時に示されたものであるが、当時に比べると、通信施設の機能等が向上し、資料6のとおり、管轄人口規模が大きな消防本部ほど、人口に基づく基準数よりも少ない人員で運用している。

一方で、管轄人口規模の小さな消防本部では、消防隊員等が交替で通信指令管制業務を行っていることから、通信員を常時2名以上配置していない消防本部も多いのが現状である。

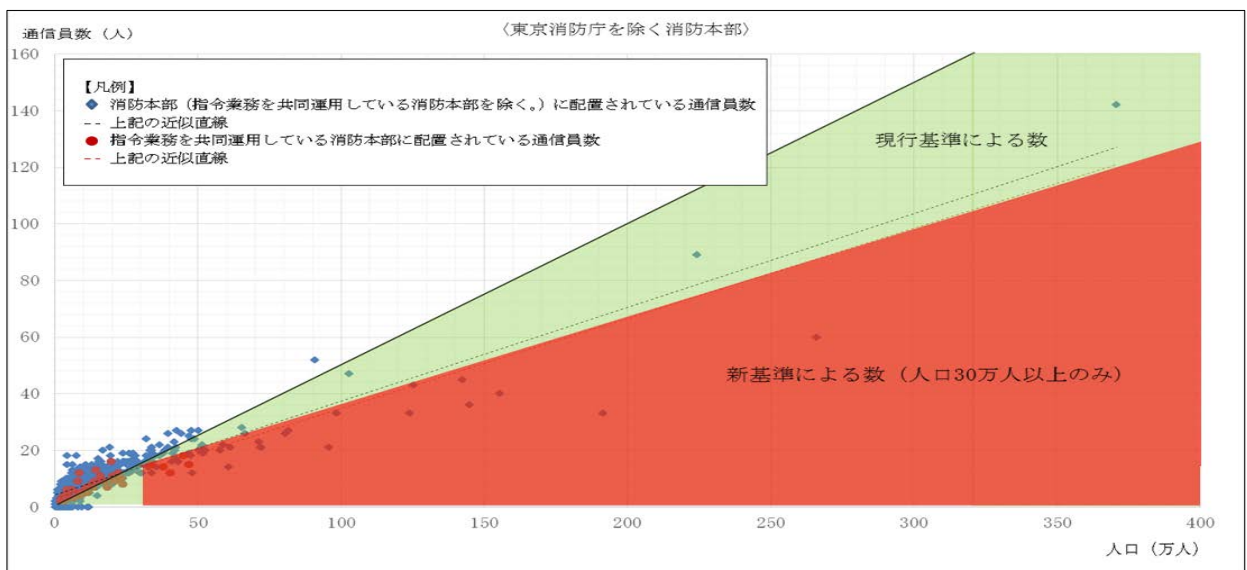
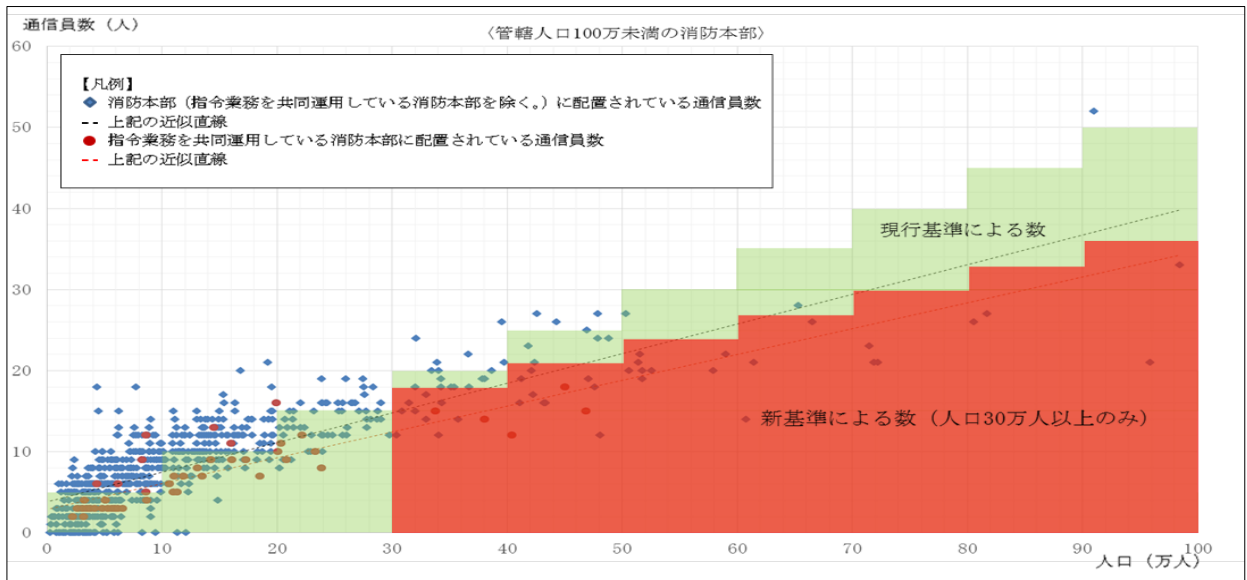
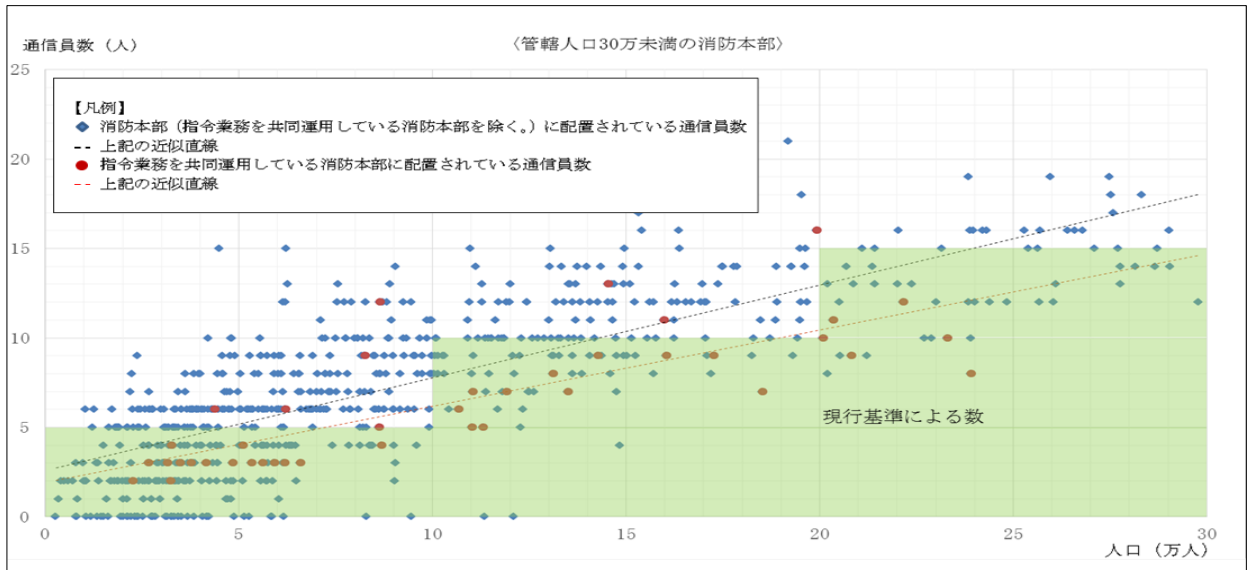
### 【見直しの方向】

人口30万を超える部分の算出基準を見直し、人口30万を超える場合は、15人に人口30万を超える人口についておおむね人口10万ごとに3人を加えることが適当である（資料6の赤い部分が人口30万以上にかかる新基準数）。

なお、現行の指針には通信員を減ずることができる旨のみ規定されているが、今回の見直しに伴い、119番通報の受信件数等、地域の実情によっては通信員を人口に基づく基準数以上に配置することが必要な地域もあると考えられることから、勘案によって総数を増加させることもできるものとするが適当である。

また、通信員を常時2人以上配置する旨の規定については、管轄人口規模の小さな消防本部の実態を踏まえて削除することが適当である。

## 資料6 通信員の人口対比の整備数



## (10) 第 34 条 消防本部及び署所の予防要員

### 【現行の指針】

消防本部及び署所における予防事務に要する人員の数は、次の①から③の数を合算して得た数を基準として、市町村の人口、市町村の区域の面積、市町村における消防法第 7 条に基づく消防長又は消防署長の同意の件数、消防用設備等の設置に係る届出の件数並びに火災予防に関する事務執行体制を勘案した数とする。

- ① 市町村に存する特定防火対象物（消防法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 4 号に規定する特定防火対象物をいう。以下同じ。）の数の 680 分の 10 を乗じて得た数
- ② 市町村に存する特定防火対象物以外の防火対象物の数の 2,300 分の 2 を乗じて得た数
- ③ 市町村に存する一戸建ての住宅の数の 17,000 分の 3 を乗じて得た数

これは、下表のとおり人口 10 万人の標準団体（以下「標準団体」という。）における特定防火対象物数、非特定防火対象物数及び一戸建て住宅数（以下「算定指標数」という。）ごとに必要な人員数を算出するという考え方によるものである。

標準団体における算定指標数とそれに応じた定められた予防事務に要する人員数

算定指標	算定指標数	予防事務に要する人員数	
		業務別	
特定防火対象物	680	10 人	・立入検査：6 人 ・違反処理：1 人 ・消防同意：2 人
非特定防火対象物	2,300	2 人	・消防用設備設置時検査：2 人 ・火災原因調査：1 人
一戸建て住宅	17,000	3 人	・防火指導：3 人
合計	—	15 人	

### 【現状と課題】

平成 14 年の消防法の一部改正等を受けて、全国の消防本部において消防法令違反の是正の取組が推進されてきたところである。

しかし、命令の発動件数や法令基準の遵守状況には地域差が見られ、特に、平成 24 年 5 月に発生した広島県福山市のホテル火災においては、長期間、消防法令違反が是正されていない状況があるなど、消防法令違反の是正の取組を強化することが喫緊の課題である。

このことから、より一層の違反是正の徹底を図るため、違反が是正されない防火対象物に対しては、市町村が定める違反処理基準等に基づき適切な履行期限を設定した警告、措置命令を速やかに発動するとともに、特に人命危険の高い対象物については、徹底的に改善させていく対応が必要である。

また、市町村の管内における火災危険性の高い防火対象物について、関係部局との情報共有等の連携を図ることや、防火対象物定期点検報告等の情報を有効に活用し、人命危険の高い対象物の優先度を整理して実施するなど、効率的かつ効果的な立入検査の執行体制を構築することが必要である。

さらに、違反對象物に係る公表制度や防火対象物に係る表示制度の導入等によって、立入検査や違反処理に係る業務量は増加が見込まれることも踏まえて、これらの業務の執行体制を充実強化する必要がある。

### 【見直しの方向】

前述の課題を踏まえて、資料7の表1のとおり、標準団体における立入検査業務を行う人員、違反処理業務を行う人員をそれぞれ増員して特定防火対象物数に応じた人員数を10人から12人に2人増員し、全体として17人とすることが適当である。

また、算定指標数ごとに必要な予防事務に要する人員数を算出するという考え方は踏襲し、資料7の表2のとおり算定指標数を直近の数値に見直すことが適当である。

これらを踏まえると、予防事務に要する人員数は、次の①から③の数を合算して得た数を基準とすることが適当である。

- ① 市町村に存する特定防火対象物の数に730分の12を乗じて得た数
- ② 市町村に存する特定防火対象物以外の防火対象物の数に2,400分の2を乗じて得た数
- ③ 市町村に存する一戸建ての住宅の数に22,000分の3を乗じて得た数

### 資料7 標準団体における予防事務に要する人員数の見直し

○ 表1 算定指標に応じた予防事務に要する人員数

算定指標	現行	改正後	業務別の要員数
特定防火対象物	10人	12人	・立入検査：6人→8人(+2) ・違反処理：1人→2人(+1)
非特定防火対象物	2人	2人	・消防同意：2人→2人 ・消防用設備等設置時検査：2人→2人
一戸建て住宅	3人	3人	・火災原因調査：1人→1人 ・防火指導等：3人→2人(▲1)
合計	15人	17人	—

○ 表2 算定指標数

	算定指標		H22年国勢調査人口 (b)
	総数 (a)	標準団体における数 (a)×10万人/(b)	
特定防火対象物	930,790	727 ≒ 730	128,057,352人
非特定防火対象物	3,032,837	2,368 ≒ 2,400	
一戸建て住宅	27,450,200	21,436 ≒ 22,000	

※ 各防火対象物の総数 (H25.3.31現在) 出典「平成25年版消防白書」

※ 一戸建て住宅数 (H20.10.1現在) 出典「平成20年住宅・土地統計調査」

## (11) 第 35 条 兼務の基準

### 【現行の指針】

市町村に存する一戸建ての住宅の数に 17,000 分の 3 を乗じて得た数に相当する要員については、交替制により勤務する職員を充てることができる。(標準団体の場合 3 人)

これは一戸建て住宅に対する防火指導業務について、交替制により勤務する職員が兼務することを認めているもの。

### 【現状と課題】

消防本部によっては、限られた人員で効率的に予防業務を行うため、防火指導業務に限らず、立入検査などの業務の一部を専従の予防要員と交替制により勤務する職員が分担し、相互に連携しながら行っている。

### 【見直しの方向】

予防業務の重要性、高度な専門性に鑑み、予防要員については専従の職員を充てるのが適当と考えられる。一方で、業務の執行に必要な知識等を有すると認められる交替制により勤務する職員が、予防要員を兼務することも有効な人材活用方策と考えられる。

このことから、兼務できる業務の範囲については、これまでの「一戸建て住宅に対する防火指導業務」に、当該業務との関係を考慮し、「共同住宅に対する防火指導業務」と「共同住宅への立入検査業務」を加えることが適当である。また、兼務する交替制により勤務する職員については、業務の執行に必要な知識等を有することを要件とする必要があるものとする。

これらを踏まえて、予防要員の兼務については、専従の予防要員を配置することが困難である場合に、予防事務の執行体制及び予防技術資格者数等を踏まえ、業務の執行に支障のない体制が確保されるときは、資料 8 のとおり、次の①と②の合算数を超えない範囲で、当該業務に従事するために必要な要件を満たした交替制により勤務する職員をもって充てるということが適当である。

- ① 市町村に存する特定防火対象物以外の防火対象物の数に 2,400 分の 2 を乗じて得た数に 2 分の 1 を乗じた数に相当する要員の数
- ② 市町村に存する一戸建ての住宅の数に 22,000 分の 3 を乗じて得た数に相当する要員の数



## 資料 8 兼務の要件

### ① 兼務できる範囲（業務範囲、要員数）

#### ア 兼務できる業務の範囲

→ 「一戸建て住宅若しくは共同住宅への防火指導」又は「共同住宅への立入検査」

#### イ 兼務できる要員の数

→ 「一戸建て住宅に係る業務に要する要員」の数及び「共同住宅に係る業務に要する要員」の数（≒「非特定防火対象物に係る業務に要する要員」の数の2分の1に相当する数）を合算した数

※毎日勤務の専従職員1名に対し、兼務職員は、交替制勤務の形態を勘案した必要数（≒3名）を配置するなど、兼務は、「業務の執行に支障のない体制」が確保されることを前提とする（兼務を行う職員が交替制により勤務することを勘案して、予防業務の執行に支障のないよう必要な数の職員を充てなければならない。）。

### ② 業務の執行に必要な知識等の要件

#### ア 共同住宅（法第17条に基づき消防用設備等（消火器具を除く。）の設置が義務付けられているものに限る。）への立入検査業務

→ 第34条第3項に規定する予防技術資格者であること

#### イ 共同住宅への立入検査業務（アを除く。）

→ 「消防学校の教育訓練の基準」第5条第2項第3号に規定する予防査察科を修了した者又は同等以上の知識等を有する者であること

#### ウ 一戸建て住宅又は共同住宅への防火指導業務

→ 業務の執行に必要な知識等を有すると認められる者であること

## (12) 第 36 条 消防本部及び署所の消防職員の総数

### 【現行の指針】

消防本部及び署所における人員の総数は、次の①から⑥の合算数を基準として、勤務の体制、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数とする。

- ① 消防本部及び署所が管理する消防ポンプ自動車等及び特殊車等を常時運用するために必要な消防隊、救急隊及び救助隊の隊員数（ただし、消防隊の隊員については、火災の鎮圧等に支障のない範囲で、消防用自動車等のうち複数のものについて、災害の状況に応じて、そのいずれかひとつに、一の消防隊が搭乗することをあらかじめ定めている場合にあっては、当該複数のものそれぞれについて必要となる消防隊の隊員の数のうち最大のものとする。）
- ② 救助のための要員の数
- ③ 指揮隊の隊員の数
- ④ 通信員の数
- ⑤ 予防要員の数
- ⑥ 消防本部及び署所の庶務の処理等のために必要な人員の数

### 【現状と課題】

平時において、消防の応援・受援計画の策定、消防庁からの無償使用車両の維持管理等、消防の相互応援に関する業務を行う人員の数は、「⑥ 消防本部及び署所の庶務の処理等のために必要な人員の数」に含めているところであるが、特に管轄人口規模が大きな消防本部においてその業務量が増加している。

### 【見直しの方向】

業務量の増加を踏まえて、「庶務の処理等」の中に消防の相互応援に関する業務が含まれることを明記することが適当である。

また、(8) 第 31 条 救助隊員の隊員等において、消防本部については「救助のための要員」を条文から削除することとしたことから、これと整合を図り、「② 救助のための要員の数」を削除することとする。

### 【調査にあたっての留意事項】

「消防力の整備指針」において、消防隊の隊員については、火災の鎮圧等に支障のない範囲で、消防自動車等（消防ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車及び特殊車）のうち複数のものについて、災害の状況に応じて、そのいずれかひとつに、一の消防隊が搭乗すること（以下「乗換運用」という。）ができることになっている。（①のただし書）

なお、乗換運用の台数については、「消防力の整備指針」では特に示してはいない

が、おおむね3年に1回実施している消防施設整備計画実態調査（以下「実態調査」という。）の調査要領では、次のとおりの取扱いとされている。

○ 消防ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車及び特殊車間（特殊車間の相互乗換を除く。）の乗換運用：2台まで

○ 特殊車間の相互の乗換運用：制限なし

本検討会においては、「消防力の整備指針」全般について、管轄人口規模の大きな消防本部と小さな消防本部とでは、それぞれの置かれている状況は大きく異なることから、消防本部の規模に応じた消防力の整備目標を示すことも必要ではないかとの意見があったところである。

管轄人口規模の大きな消防本部と小さな消防本部とでは、それぞれに置かれている状況は大きく異なるが、特に乗換運用について、本検討会の委員や各消防本部から意見を聴取したところ、次のとおり、管轄人口規模の大きな消防本部と小さな消防本部で、その運用方法の違いに応じた課題があるところである。

① 管轄人口規模の大きな消防本部では、相対的に特殊車の台数が多く、これらの多くは、特別高度救助隊等を置いている署所等にまとめて配置され、災害種別に応じて乗換運用している。

しかし、大規模災害や特殊災害発生時などの、特殊車を複数運用しなければならない災害が発生した場合、仮に乗換運用の台数に制限を設けないこととすると、その運用に支障が生ずることが懸念されることから、乗換運用の台数に一定の制限を設け、運用に支障のない人員を確保することが必要ではないかと考えられる。

② 一方、管轄人口規模の小さな消防本部では、人員あたりの消防車両数が多いことから、特殊車以外であっても2台を超える乗換運用を行っている消防本部があるのが実態である。このため乗換運用の台数を2台に制限すると、消防車両の数に応じて算出される職員の基準数と実人員数とのかい離が顕著となり、これが、消防職員の充足率が低いことの大きな要因となっている。

これらの課題については、平成27年度に予定されている次回の実態調査までに関係消防機関と検討・調整し、管轄人口規模の大きな消防本部と小さな消防本部の乗換運用の考え方について整理の上、調査要領で考え方を示すことが適当である。

(13) 第 38 条 消防団の業務及び人員の総数

【現行の指針】

改正年	基準
平成 12 年 (全部改正)	<p>消防団員の総数及び副団長等の数は、次の業務を円滑に遂行するために必要な数とする</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 火災の鎮圧に関する業務</li> <li>② 火災の予防及び警戒に関する業務</li> <li>③ 救助に関する業務</li> <li>④ 地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除に関する業務</li> <li>⑤ 地域住民に対する協力、支援及び啓発に関する業務</li> <li>⑥ 消防団の庶務の処理等の業務</li> <li>⑦ 地域の実情に応じて特に必要とされる業務</li> </ol>
平成 17 年 (一部改正)	<p>消防団は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 火災の鎮圧に関する業務</li> <li>② 火災の予防及び警戒に関する業務</li> <li>③ 救助に関する業務</li> <li>④ 地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除に関する業務</li> <li>⑤ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する業務</li> <li>⑥ 地域住民に対する協力、支援及び啓発に関する業務</li> <li>⑦ 消防団の庶務の処理等の業務</li> <li>⑧ 地域の実情に応じて特に必要とされる業務</li> </ol> <hr/> <p>消防団員の総数は、次に掲げる数を合算して得た数とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 消防団の管理する動力消防ポンプの種類ごとに規定する隊員の数</li> <li>② 大規模な災害時等における住民の避難誘導に必要な数として、消防団の管轄区域の小学校区内の可住地面積を <u>0.06 平方キロメートル</u> で除して得た数に 1.1 を乗じ、地震、風水害その他の自然災害の発生の蓋然性等を勘案した数を加えた数</li> </ol> <p>なお、<u>0.06 平方キロメートル</u> については、人口密度、地域における諸事情等を勘案して増減させることができる。</p> <p>〈消防施設整備計画実態調査の調査要領による説明〉</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徒歩により避難誘導する場合：0.06～0.09 km<sup>2</sup></li> <li>・自動二輪車、自動車等を使用し避難誘導する場合：0.69～2.77 km<sup>2</sup></li> </ul> </div>

【現状と課題】

大規模災害時等における住民の避難誘導に必要な数の算出にあつては、可住地面積を一定の係数（おおむね 0.06～2.77 km<sup>2</sup>の範囲）で除して算出しているが、市町村が用いる係数によっては、同じ可住地面積であっても算出される消防団員数に大きな差が生じる。

特に、可住地面積が広い市町村が 0.06 km<sup>2</sup>を係数として用いた場合には、実態にそぐわない消防団員数が算出される可能性がある。

これらを踏まえると、大規模災害時等における住民の避難誘導にあつての消防団

員の果たす役割は極めて大きいものであるが、大規模災害時等における住民の避難誘導に必要な消防団員数として機械的に算定することは困難である。

また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定を踏まえ、消防団の意義について言及する必要があるものとする。

### 【見直しの方向】

消防団は、大規模災害時はもとより、地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在であることを「消防力の整備指針」に明記するとともに、その総数は、条例定数や地域性、歴史的背景などの地域における実情を踏まえ、次の①から⑧の業務（下線部は、現行の業務から追加した業務）を円滑に遂行するために必要な数とすることが適当である。

- ① 火災の鎮圧に関する業務
- ② 火災の予防及び警戒に関する業務
- ③ 救助に関する業務
- ④ 地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除 及び当該災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- ⑤ 武力攻撃事態等における 警報の伝達、住民の避難誘導等 国民の保護のための措置に関する業務
- ⑥ 地域住民 （自主防災組織等を含む。） に対する 指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- ⑦ 消防団の庶務の処理等の業務
- ⑧ 地域の実情に応じて特に必要とされる業務

### 【調査にあたっての留意事項】

市町村の消防に要する経費については、常備消防、非常備消防ともに地方交付税の算定を通じて財源保障がなされているところである。

常備消防については、消防事務の共同処理や消防事務の委託に伴う消防費の負担金の算定に際し、地方交付税の基準財政需要額を指標の一つにしている場合が多いこともあって、地方交付税措置に対する一定の理解があるが、非常備消防については、地方交付税措置に対する意識が希薄な面がある。例えば、消防団員の報酬が地方交付税の単価を下回っている市町村が多く存在するといったことも、そういった面に由来するものと思われる。

このような状況を踏まえて、平成 27 年度に予定されている次回の実態調査を行う際には、各市町村に地方交付税において措置されている消防団員数を示して、当該消防団員数と条例定数や実団員数とを比較することができるようにすることが適当と考えられる。

もとより、地方交付税は一般財源であって、地方交付税の算定どおりに財政運営を行わなければならないという性格のものではないが、このような取組を通じて、条例定数や実団員数が地方交付税で措置されている消防団員数を下回っている市町村については、これを目安として消防団員の確保に取り組んでいくという効果が期待できる面もあるのではないかと考えられる。

## 第2章 「消防水利の基準」

### 1 「消防水利の基準」の現状と課題

#### (1) これまでの経緯

「消防水利の基準」(昭和39年消防庁告示第7号)は、消防法第20条第1項に基づき「消防に必要な水利の基準」として、消防庁が勧告したものであり、市町村の消防に必要な最少限度の水利について定めたものである。

以後、昭和50年7月、平成12年1月、平成17年6月に、「消防力の基準」(現行の「消防力の整備指針」)の改正に伴い、文言等の修正を行っているが、実質的な改正は行われていない。

#### (2) 見直しの必要性

東日本大震災では、被害が大きかった地域で消火栓が使用不能となったことから、耐震性を有する消防水利の重要性が認識させられた。

また、「消防力の基準」(現行の「消防力の整備指針」)については、平成12年の改正時に「必要最少限度の基準」という位置付けが改められている。

これらを踏まえ、本検討会では、実態に即した基準の位置付けと大規模災害時の消防水利について検討を行ったものであり、以下、検討項目について、見直しの方向を提示するものである。

## 2 検討項目

### (1) 第1条 目的

#### 【現行の基準】

市町村の消防に必要な最少限度の水利を定めることを目的としている。

#### 【現状と課題】

「市町村の消防に必要な最少限度の水利」と規定されているが、消防水利の充足率は、73.0%(平成24年度消防施設整備計画実態調査)にとどまっている。

また、「消防力の基準」(現行の「消防力の整備指針」)については、平成12年の改正時に、その位置付けが「必要最少限度の基準」から「市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針」に改められていることを踏まえると、「消防水利の基準」についても、同様の位置付けとすることが適当と考えられる。

#### 【見直しの方向】

「最少限度」という表現を改め、「市町村の消防に必要な水利の基準を定めるもの」とすることが適当である。

## (2) 第4条 消防水利の配置

### 【現行の基準】

消防水利の配置は、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。

### 【現状と課題】

東日本大震災で被害の大きかった地域では、水道の断水により消火栓が使用不能となり、離れた水利からの遠距離送水を余儀なくされ、消火活動に時間を要した。

このような中、防火水槽については、一部の地域で損傷や津波による水没、瓦礫の堆積等で使用不能となったが、多くの地域で消火活動に有効な水利となった。

このことから、消防水利の配置には、水利の不足が懸念される市街地などに、耐震性を有した水利を効果的に配置し、大規模災害時における水利の確保に向けた体制づくりが必要である。

しかし、現状における消防水利の内訳は、資料9のとおりで、消火栓が74%と大きなウエイトを占めており、大規模災害時の水利不足が懸念される。

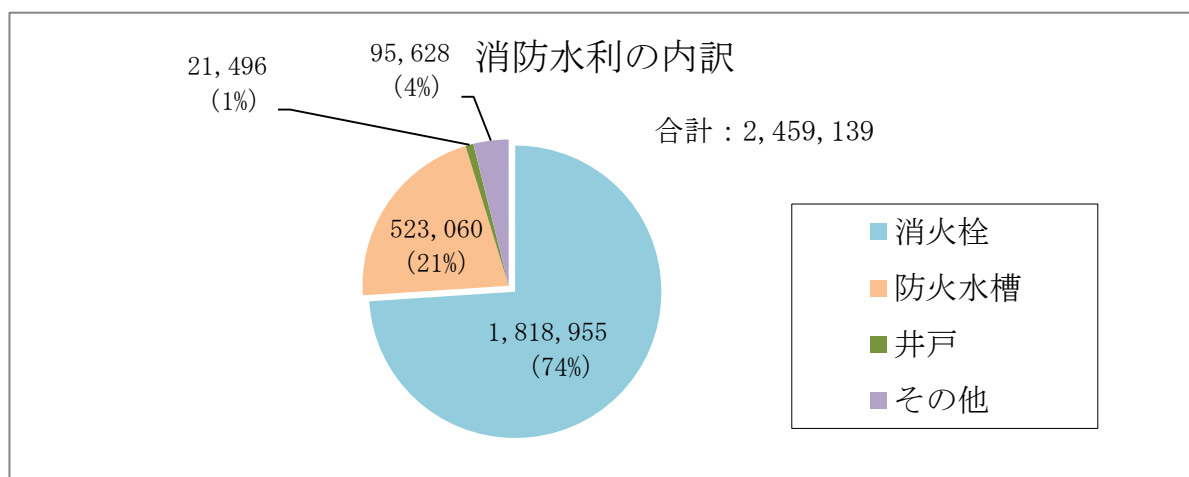
現行の基準においても、「消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。」と規定されているが、耐震性を有する水利の配置について明記されていない。

また、消防本部によっては、耐震性貯水槽の設置基準を独自に設けている場合もあり、このような取組を全国的に推進することも必要と考えられる。

### 【見直しの方向】

大規模な地震が発生した場合の火災を想定し、水利の不足が懸念される市街地などに、耐震性を有する消防水利を地域の実情に応じて配置し、計画的に整備することについて明記することが適当である。

資料9 消防水利の内訳





## 参考資料 1

## 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」の改正検討項目一覧

### 消防力の整備指針

#### 【施設に係る指針】

改正検討項目	現行	見直しの方向
【第10条】 化学消防車	○ 製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所(以下「5対象施設」という。)の合計数に応じ ・ 50～500 1台 ・ 500～1,000 2台 ・ 1,000～ 3台	○ 5対象施設ごとの数に火災、流出事故の発生率に応じた補正係数を乗じて得た数の合計数に応じ ・ 50～500 1台 ・ 500～1,000 2台 ・ 1,000～ 3台
【第11条】 大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車	○ 特定事業所がある場合、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ1台配置	○ 大型化学高所放水車を配置したときは、大型化学消防車、大型高所放水車をそれぞれ1台配置したものとみなす。
【第15条】 救急自動車	○ 人口～15万 おおむね人口3万ごとに1台 ○ 人口15万～ 5台におおむね人口6万ごとに 1台を加算した台数	○ 人口～10万 おおむね人口2万ごとに1台 ○ 人口10万～ 5台におおむね人口5万ごとに1台を加算した台数 ○ 基準数の勘案要素として高齢化率を明記
【第19条】 非常用消防自動車等及び非常用救急自動車	○ 地域の実情に応じて配置	○ 人口規模ごとの配置状況を踏まえ、管轄人口30万を区切りとして、次のとおり配置 ・ 非常用ポンプ自動車 人口～30万 稼働車両8台に1台 人口30万～ 稼働車両4台に1台 ・ 非常用救急自動車 人口～30万 稼働車両6台に1台 人口30万～ 稼働車両4台に1台 ・ その他の消防車両は、地域の実情に応じて配置
【第25条】 消防本部及び署所の耐震化等	○ 消防本部及び署所の庁舎は耐震性を有するよう整備	○ 署所の機能維持が困難になる場合に備えて、他の署所や公共施設等(既存の施設)を活用し、当該機能を確保する計画をあらかじめ策定する旨を追加 ○ 浸水による被害を考慮した対策の必要性を追加

#### 【人員に係る指針】

【第30条】 救急隊の隊員	○ 救急自動車1台につき3人	○ 救急自動車1台につき3人 ○ 救急隊員の交替要員として、消防隊、救助隊及び指揮隊の隊員又は毎日勤務の職員を地域の実情に応じて配置
【第31条】 救助隊の隊員等	○ 地域の実情に応じて、救助隊員に加えて、消防本部、消防署所及び消防団に救助のための要員を配置	○ 救助のための要員について、消防本部及び消防署所への配置に係る規定を削除
【第33条】 通信員	○ おおむね人口10万ごとに5人 (基準数を通信施設の機能等により減ずることができる。)	○ 人口～30万 10万ごとに5人 ○ 人口30万～ 15人に10万ごとに3人を加えた人数 ○ 通信員の最低配置人員数(常時2人以上)を削除 (基準数を119番通報件数等を勘案して増減可能とする。)
【第34条】 消防本部及び署所の予防要員	○ 次に掲げる数の合算数 ・ 特定防火対象物数×10/680 ・ 非特定防火対象物数×2/2,300 ・ 一戸建て住宅数×3/17,000 ・ 危険物施設数×補正係数/150	○ 次に掲げる数の合算数 ・ 特定防火対象物数×12/730 ・ 非特定防火対象物数×2/2,400 ・ 一戸建て住宅数×3/22,000 ・ 危険物施設数×補正係数/150 (変更なし)
【第35条】 兼務の基準	○ 一戸建て住宅数×3/17,000に相当する予防要員数については、交替制勤務職員を充てることことができる。	○ 次に掲げる合算数を超えない範囲で、共同住宅の立入検査及び一戸建て住宅等に対する防火指導業務に従事するために必要な知識等の要件を満たした交替制勤務職員を充てることことができる。 ・ 非特定防火対象物数×2/2,400に相当する予防要員数の半数 ・ 一戸建て住宅数×3/22,000に相当する予防要員数
【第36条】 消防本部及び署所の消防職員の総数	○ 消防の相互応援に関する業務を行う職員は、庶務のための要員に含めている。	○ 消防の相互応援に関する業務の処理に必要な人員を明記
【第38条】 消防団の業務及び人員の総数	○ 消防団員の総数は、次に掲げる数の合算数 ・ 動力消防ポンプの数に応じた隊員数 ・ 大規模災害時に住民の避難誘導に必要な消防団員数	○ 消防団は、地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在である旨を明記 ○ 消防団員の総数は、火災の鎮圧、救助及び大規模災害時の住民の避難誘導など、消防団の業務を円滑に行うために必要な数

### 消防水利の基準

【第1条】 目的	○ 市町村の消防に必要な最少限度の水利について定める。	○ 市町村の消防に必要な水利について定める。
【第4条】 消防水利の配置	○ 消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。	○ 地域の実情に応じ、耐震性を有する消防水利を計画的に整備するよう考慮しなければならない。

## 参考資料 2

# 消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会開催要綱

## (検討会の開催)

第1条 東日本大震災の教訓及び現在の社会情勢を踏まえ、消防本部が平常時から整備しておくべき消防力及び消防水利のあり方等について検討するため、消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

## (検討項目)

第2条 検討会では次に掲げる項目について検討する。

- (1) 東日本大震災を踏まえた「消防力の整備指針」の見直しに関する事
- (2) 社会情勢等の変化に対応した「消防力の整備指針」の見直しに関する事
- (3) 東日本大震災を踏まえた「消防水利の基準」の見直しに関する事
- (4) その他必要と認める事項に関する事

## (検討会)

第3条 検討会は次項に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、消防庁長官が委嘱する学識経験者、地方公共団体の消防関係者等とする。
- 3 検討会には、委員の互選により座長を置く。
- 4 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- 5 座長に事故がある時は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- 6 検討会には、委員の代理者の出席を認める。
- 7 座長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させることができる。
- 8 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

## (ワーキンググループ)

第4条 検討会における調査・検討を踏まえ、より実務に即して調査・検討内容を精査するため、検討会にワーキンググループ(以下「WG」という。)を置く。

- 2 WG委員は、消防庁長官が委嘱する学識経験者、地方公共団体の消防関係者等とする。
- 3 WGにグループ長を置き、座長がグループ長を兼ねるものとする。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は、検討会の運営期間とする。

## (庶務)

第6条 検討会に係る庶務は、消防庁消防・救急課が処理をする。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年9月2日から実施する。

## 消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会委員

(敬称略：五十音順)

[座長]	関澤 愛	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
[委員]	荒井 守	全国消防長会副会長（横浜市消防局長）
	伊藤 英男	危険物保安技術協会事故防止調査研修センター長
	大江 秀敏	全国消防長会会長（東京消防庁消防総監）
	小川 英雄	静岡県危機管理監（～H26. 3. 31）
	岩田 孝仁	静岡県危機管理監（H26. 4. 1～）
	古口 達也	茂木町長
	座間 信作	横浜国立大学客員教授
	重川 希志依	常葉大学大学院環境防災研究科教授
	清水 庄平	立川市長
	田村 圭子	新潟大学危機管理室教授
	中川 和之	株式会社時事通信社解説委員
	原 正之	公益財団法人日本消防協会理事長
	山口 芳裕	杏林大学医学部救急医学教室教授

## 消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会ワーキンググループ委員

(敬称略：五十音順)

[グループ長]	関澤 愛	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
[委員]	秋山 昭二	財団法人日本消防協会業務部長（～H26. 3. 31）
	佐野 元康	公益財団法人日本消防協会業務部長（H26. 4. 1～）
	石松 秀喜	北九州市消防局長
	及川 淳之助	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部消防長
	大野 耕司	金沢市消防局長
	小澤 浩子	赤羽消防団副団長
	座間 信作	横浜国立大学客員教授
	清水 庄平	立川市長
	徳留 壽一	東京消防庁企画調整部長
	山口 芳裕	杏林大学医学部救急医学教室教授

消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会開催経緯

検討会	WG	議題
[第1回検討会・WG合同会議] 平成25年9月2日		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防の現況について</li> <li>○ 改正検討項目について</li> </ul>
	[第1回WG] 平成25年11月18日	○ 「消防力の整備指針〔施設に関する項目〕」の見直しの方向性について
	[第2回WG] 平成26年1月28日	○ 「消防力の整備指針〔人員に関する項目〕」及び「消防水利の基準」の見直しの方向性について
	[第3回WG] 平成26年4月15日	○ 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」の改正（案）について
[第2回検討会・WG合同会議] 平成26年7月3日（木）		○ WGにおける検討結果について
[第3回検討会・WG合同会議] 平成26年8月6日（水）《書面審議》		○ 「消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会」報告書（案）について